

2 「いじめ防止基本方針」

令和7年改定

1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの問題に対する基本的な考え方

昨今の教育問題として、特に基本的な人権を踏み躪るような「いじめ」が教育現場で顕著化し、子どもの生命をも脅かす深刻な事態にまで至っている。また、最近ではインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係諸機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対許さないという意識と態度を育てることも大切である。

こうした中で、本校は、「新しい時代に主体的・適切に対応するための知識及び学びによる様々な経験を高め、豊かな知性と人間性を備えた、心身ともに健康な児童を育成する」ことを目指し、学校教育目標「ふるさとを愛し未来を拓く里の子の育成」の実現に向けて、教職員は児童の日々の教育活動を展開しているところである。いじめの問題は、こうした理想の実現に燃える教育の在り方そのものを混乱に陥らせ、さらには児童の持つ可能性と未来をも打ち砕く要因となるものである。

そうした状況に陥らせないためにも、校長のリーダーシップのもと、全教職員が高い人権意識を持ち、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んで行く。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、『児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている』ものをいう。＜いじめ防止対策推進法 第2条＞

(3) いじめの基本認識

- ア いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- イ いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- ウ いじめは教師の児童観や人権意識、指導の在り方が問われる問題である。
- エ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- オ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- カ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 教職員による指導について

- ア 自己有用感や自尊感情を育むために異学年交流活動等を通して、児童一人ひとりが活躍し、認め合う場のある教育活動を推進する。
- イ すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- ウ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人能力関係（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- エ 人権擁護員の協力を得て、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を推進する。
- オ いじめの防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- カ 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

(2) 児童に培う力とその取組

- ア 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- イ 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- ウ 学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- エ 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

(3) いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめを防止するために次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

ア 構成員

校長以下全員（事務・用務員を除く）

イ 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画・人権教育計画）
- ②いじめに関わる研修会の組織的・計画的な企画立案
- ③未然防止、早期発見の取組
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級状況報告等）
- ⑤いじめ防止に関わる児童の主体的活動の推進
- ⑥学校基本方針が実情に即して適切に機能しているかの点検、および基本方針の見直し

ウ 開催時期

職員会議に併せて開催し、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

(4) 児童の主体的な取組

- ア 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組
- イ 人権啓発・いじめ撲滅等のイベントへの参加

(5) 家庭・地域との連携

- ア 学校いじめ防止基本方針を、学校報に掲載などする広報活動に努める。
- イ PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について話し合いを行う。
- ウ いじめ防止等の取組について、学級通信などを通じて保護者に協力を呼びかける。
- エ 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動の授業を公開する。

(6) 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- ア いじめの問題にかかわる校内研修会
- イ いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断

3 いじめの早期発見のための取組

(1) いじめの早期発見のための心構え

- ア いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- イ 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する)
- ウ いじめは大人の見えないところで行うため、授業中はもとより、諸活動、休み時間、放課後においても児童の様子に目を配る。
- エ 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- オ いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- カ 児童等が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等、いじめの未然防止に取り組む。
また、児童等に対して傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- キ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- ア 児童を対象とした各種アンケート調査……………年3回
- イ 保護者を対象とした各種アンケート調査……………年2回
- ウ 教育相談を通じた児童や保護者の聞き取り調査……生徒指導教育相談計画に基づき実施

(3) 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によってはエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応については細心の注意を払うこととする。

- 日常のいじめ相談（児童、保護者）……………全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用……………生徒指導主事、養護教諭
- 地域からのいじめ相談、情報窓口……………副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談……学校または、所轄警察署
*24時間いじめ相談電話（県教委）……………019-623-7830（24時間対応）

4 いじめの問題に対する早期対応

(1) いじめに対する措置の基本的な考え方

- ア いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- イ いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度であたる。
- ウ いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- エ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関や専門機関と連携して対応にあたる。
- オ 各教職員は、学校基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめを発見した時は、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- イ いじめを発見したり、通報を受けたりした時は、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解の下、役割分担をして問題の解決にあたる。
- ウ いじめの事案について、生徒指導の範疇か警察への通報か適切に判断する。
- エ いじめられている児童と保護者の立場に立って、関係者から情報収集を綿密に行い、事実を確認する。
- オ いじめの事案が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- カ いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められる時は、保護者と連携をとりながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- キ いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら指導を行う。
- ク 教育上必要であると認める時は、学校教育法施行規則第 26 条の規程に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

(3) いじめが起きた集団への対応

- ア いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- イ 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ウ 全ての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

(4) 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(5) ネットいじめ

- ア インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- イ 児童の生命、身体または、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ウ インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。(PTA総会での呼びかけ、よくわかる里小への記載。)

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めたとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

(2) 重大事態の報告

- ア 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- イ 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。児童等または保護者からの申し立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことを留意する。

(3) 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援の下、以下のとおり対応する。

- ア 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- イ 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ウ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。
- エ 調査結果を学校の設置者に報告する。
- オ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。（関係者の個人情報に配慮する）
- カ いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- キ 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（市教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

6 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止に関わる取組に関すること
- いじめの早期発見に関わる取組に関すること

7 その他

(1) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(2) 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に関わる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

いじめ防止年間活動計画

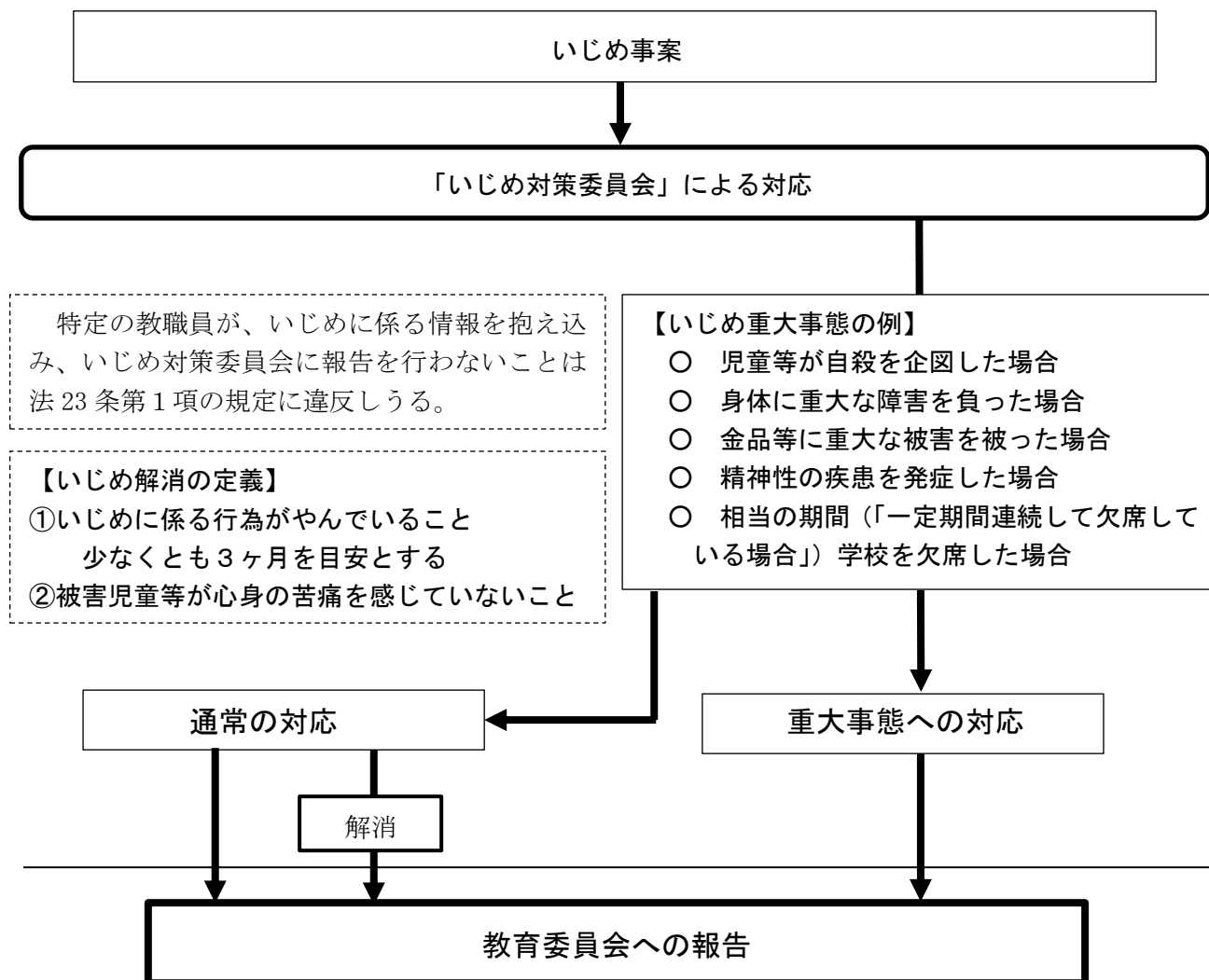
月	主な活動項目	具体的な活動内容
4 月	●いじめ対策委員会 ●学級開き【学活】 ●授業参観日・PTA 総会	・いじめ防止基本方針についての検討 ・学級経営・指導方針・指導法の決定 ・学校、学級の方針についての説明
5 月		
6 月	○保護者アンケート① ○教育相談（児童対象）① ○教育相談（保護者対象）① ◎全校遊び【児童会】 ◎人権教室①【道徳】 ●地区懇談会 ●市生徒指導協議会総会① ◎里の子アンケートの実施①	・いじめに関する実態把握のための調査の実施 ・アンケート結果を受けて児童との面談の実施 ・希望する保護者と教職員の面談 ・全校のふれあい活動による社会性の育成 ・人権擁護員による人権に関する指導の実施 ・保護者、地域の方々との懇談と情報収集 ・夏季休業前の他校との情報交換と市からの情報把握等
7 月	●1 学期学校評価の実施 ○インターネット状況調査 ○期末個人面談 ●いじめ対策委員会	・教職員の 1 学期の指導についての評価 ・ゲームやネットに関する児童の実態調査 ・保護者から児童の実態把握と連携
8 月	●生徒指導に関する職員研修 ○夏休み生活調査	・いじめ防止に関する職員研修の実施 ・夏休み期間の児童の生活実態の把握
9 月	○心と体の健康観察（県）	・県からの心身に関するアンケート調査の実施
10 月		
11 月	○保護者アンケート② ○教育相談（児童対象）② ○教育相談（保護者対象）② ◎全校遊び【児童会】 ◎里の子アンケートの実施②	・いじめに関する実態把握のための調査の実施 ・アンケート結果を受けて児童との面談の実施 ・希望する保護者と教職員の面談 ・全校のふれあい活動による社会性の育成 ・いじめに関する実態把握のための調査の実施
12 月	●2 学期学校評価の実施 ○期末保護者面談 ●市生徒指導協議会総会② ●いじめ対策委員会	・今年度の指導に関する教職員、保護者の評価の実施 ・保護者との懇談による児童の実態把握 ・冬季休業前の他校との情報交換と市からの情報把握等
1 月	○冬休み生活調査	・冬休み期間の児童の生活実態の把握
2 月	◎里の子アンケートの実施③ ●いじめ対策委員会	・いじめに関する実態把握のための調査の実施 ・今年度の反省を生かした次年度計画の立案
3 月		
通年 ・ 適宜	●職員会議での児童情報交流 ◎縦割り班清掃◎登校指導 ◎あいさつ運動	・学級並びに学校での児童の様子との交流 ・縦割り班活動、登校班等の異学年交流活動等を通して良好な人間関係を築ける基礎となる社会性を育てる

●いじめ防止全般に関わること ◎いじめ未然防止に関わること ○いじめ早期発見に関わること

いじめ・重大事態発生時の対応フローチャート

【通常の対応】

【重大事態への対応】



これより先は、市（教育委員会）の対応となる。「奥州市いじめ防止基本方針（平成 30 年 1 月改定）」をもとに、教育委員会と連携して取り組む。

いじめ早期発見等のチェックリスト

I 登校前から始業前

◇児童をみるポイント

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 1 | 友達と登校しても表情が暗い |
| 2 | 遅刻、欠席、早退が目立ってきている |
| 3 | 教師が挨拶をしたり声をかけたりしても、はっきりと返事や挨拶が返ってこない |
| 4 | 朝活動に取り組もうとせず、ぼんやりしたり、そわそわしていたりする |

◆教師自らを見直すポイント

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ① | 児童の登校時刻、様子等を把握し、温かい対応ができているか |
| ② | 教師から「おはよう」の声かけをし、児童の心理面を観察しているか |
| ③ | 朝活動の態度やでき具合を確認し、称賛・励ましなどを行っているか |
| ④ | 健康観察で、気になる児童への声かけをしているか |
| ⑤ | 朝の会で一日の予定を示し、目的をもった生活への意欲を喚起しているか |
| ⑥ | 朝の会で欠席者の理由をできるだけ伝え、教師の温かい思いやりを示しているか |

II 授業等の時間

◇児童をみるポイント

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 宿題、提出物等の忘れ物が多くなっている |
| 2 | 教室へ入るのを嫌がり、保健室等へ来て過ごすことが多くなる |
| 3 | 教科書、ノート等に落書きされたり、隠されたりしている |
| 4 | おどおどして発言をためらったり、下を向いたりする |
| 5 | 特定の児童が発表したり、失敗したりすると、やじられたり笑われたりする |
| 6 | 特定の児童が学習と全く関係のないことを発言され、笑い者にされる |
| 7 | グループをつくると、特定の児童が取り残される |
| 8 | 学習意欲がなくなったり、急激に成績が下がったりしている |

◆教師自らを見直すポイント

- | | |
|---|------------------------------------|
| ① | 笑顔で教室に入るなど、児童との出会いの時間を大切にしているか |
| ② | 否定的な態度や発言で授業を進めていないか |
| ③ | 教師の思惑と違う考えや誤答を大切にし、活かしながら授業を進めているか |
| ④ | 児童が安心して発言できる学習の雰囲気づくりをしているか |
| ⑤ | 学習の遅れがちな児童も活躍できる場を授業の中で確保しているか |
| ⑥ | 学習の遅れがちな児童、つまづいている児童に個別に支援しているか |
| ⑦ | 児童の多様な考えが発揮できる場を意図的に設定しているか |
| ⑧ | まとめの段階で、児童の理解度を把握するよう努めているか |

Ⅲ 休憩時間

◇児童をみるポイント

1	これまで仲の良かったグループからはずされている
2	どのグループにも入れず、一人でぼつんとしている
3	自分から友達に声をかけることがなく、誘われるまま元気がなくついていく
4	保健室によく行ったり、用もないのに職員室の近くをウロウロしたりする
5	教師にベタベタ近づいたり、隠れるようにして話したりする
6	遊びの中で、笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている
7	一緒に遊んでいるように見えても表情がさえず、おどおどした様子がみられる
8	嫌がる様子で遊びに加えられたり、嫌な役をやらされたりしている
9	休み時間後、衣服の汚れ（靴のあと）や破れ、すり傷などがみられる
10	一人で寂しそうに教室に戻ってくる
11	遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている

◆教師自らを見直すポイント

①	遊び時間に子どもが遊び仲間をつくって遊びに行く様子を時々観察しているか
②	遊びに入れない児童を遊びの集団に入れるように心がけているか
③	教師自ら、できるだけ児童といっしょに遊んだりするように心がけているか
④	教室にいる児童と対話したり、気になる児童へ声をかけたりしているか
⑤	児童との対話や声がけを通して、悩みなどを把握し、援助しているか
⑥	「これは遊びだ」という児童の言葉を鵜呑みにしていないか
⑦	児童の表情などから、休み時間の満足度を把握しているか
⑧	授業開始と終了の時刻を守り、休み時間を確保しているか

Ⅳ 給食の時間（弁当や校外学習での様子を含む）

◇児童をみるポイント

1	嫌いなメニューを特定の児童に山盛りに盛り付ける
2	よく吐き気や腹痛を訴え、食べ物を残したりする
3	グループで会食するとき、特定の児童が一人で残されたりする
4	特定の児童だけが、一人で給食の後片付けをさせられている
5	給食の後片付けで、汚れ物の仕事をよくさせられている

◆教師自らを見直すポイント

①	児童といっしょに給食の支度をし、その様子を観察しているか
②	食べながら、一人一人の子どもの様子を観察しているか
③	偏食、食べる量、早さなどについて、自己努力するよう援助しているか
④	後片付けは一任せず、一緒に行き観察しているか
⑤	全員が終わってから、昼休みをとるようにしているか

V 清掃時間

◇児童をみるポイント

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | いつもみんなの嫌がる仕事や役割が割り当てられる |
| 2 | 机やいすを運ぶとき、特定の児童のものが取り残される |
| 3 | 清掃後、衣服がひどく汚れたり、ぬれていたりする |
| 4 | 清掃用具等の後片付けをいつもさせられる |
| 5 | いつも清掃後の授業に遅れる |

◆教師自らを見直すポイント

- | | |
|---|---|
| ① | 清掃分担、用具の配分等の方法を十分に把握しているか |
| ② | 児童と一緒に清掃し、全体の動きを把握するように努めているか |
| ③ | 教師の分担が複数あっても、常に担当箇所を回るように努力しているか |
| ④ | 一生懸命掃除をしている児童に、温かく声をかけているか |
| ⑤ | 後始末の段階まで十分に観察し、最後まで頑張った児童にねぎらいの声をかけているか |

VI 帰りの会から下校まで

◇児童をみるポイント

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 帰りの会で配布したプリント等が、特定の児童にだけわたらない |
| 2 | 下校近くになると、不安そうな表情になり、落ち着きがなくなる |
| 3 | 帰りの会が終わり、用もないのに教師の近くや職員室付近をうろついている |
| 4 | 衣服や身体に、朝や昼には見られなかった汚れや破れ、すり傷等が見られる |
| 5 | 下校時、いつも友達を持ち物等を持たせられている |
| 6 | 以前はグループで下校していたが、一人で下校するようになってきている |

◆教師自らを見直すポイント

- | | |
|---|------------------------------------|
| ① | 一日の生活を振り返らせ、自己を見つめさせる工夫をしているか |
| ② | 連絡や注意だけに終わらず、交流を図る場面を設定しているか |
| ③ | 教師の立場で良かった点や改善点等を話し、明日への意欲を喚起しているか |
| ④ | 全体を通して、児童の日ごろと違う表情等を観察しているか |
| ⑤ | 問題を抱えている児童に対して、個別に援助を計画して実行しているか |

VII その他（全体）

◇児童をみるポイント

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 席替えなどで、特定の児童の隣に座るのを嫌がる |
| 2 | 掲示物、写真、机等に中傷やいたずら書きがされている |

◆教師自らを見直すポイント

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ① | 児童の行動に対して、理由も聞かずに叱っていないか |
| ② | 感情に任せて、児童の心を傷つける言動をしていないか |
| ③ | 特定の子どもだけをほめたり叱ったりしていないか |
| ④ | どの児童にとっても居心地の良い場所となるような学級経営を心がけているか |